

静岡県人事委員会は、勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1312

勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則

勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則（静岡県人事委員会規則7-130）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減じる時間)</p> <p>第2条 給与条例第17条第2項本文、教職員条例第18条第2項本文及び警察条例第17条第2項本文に規定する人事委員会規則で定める時間は、7時間45分に19を乗じて得たものとする。ただし、次の各号に掲げる職員については、7時間45分に19を乗じて得たものに当該各号に掲げる規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得たものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）勤務時間条例第2条第4項</p>	<p>(減じる時間)</p> <p>第2条 給与条例第17条第2項本文、教職員条例第18条第2項本文及び警察条例第17条第2項本文に規定する人事委員会規則で定める時間は、7時間45分に19を乗じて得たものとする。ただし、次の各号に掲げる職員については、7時間45分に19を乗じて得たものに当該各号に掲げる規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得たものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業法第18条第1項又は<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条</u>の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）勤務時間条例第2条第4項</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。